

いじめ防止基本方針

5 1 兵庫県いじめ防止基本方針（乙30）

(1) いじめの防止等に関する兵庫県の施策

県はいじめの防止等の対策を推進するため、必要な財源上の措置その他必要な措置を講ずるとともに、県民と一体となった取組を推進する。

10 処分行政庁は市町組合教育委員会とともに、いじめの防止等の施策を主体的に展開し、学校と一体となって取り組んでいく。

(2) 学校との情報共有や指導助言

15 深刻ないじめが発生した場合、教育委員会はいじめを受けた生徒等の生命および心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導助言等、必要な支援を行うとともに、解決が困難な事案については教育委員会が主導し、早期解決を図る。

(3) いじめへの組織的対応

20 指導にあたっては校内組織で対応する。当事者双方、周囲の生徒等から個々に事情を聴き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にしたうえで、連携協力して生徒等、保護者に対応する。事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。

(4) いじめを受けている生徒等および保護者への支援

25 いじめを受けている生徒等を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者にはその日のうちに面談し、事実関係を伝える。保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。

(5) いじめを行っている生徒等への指導および保護者への助言

いじめを行っている生徒等からは気持ちや状況を十分聴き取り，状況，背景にも注目しつつ，謝罪や責任を形式的に問うのではなく，人間的成長につながる毅然とした対応と粘り強い指導により，いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。その保護者には早急に面談し，学校での調査で明らかになった事実関係や相手の生徒等，保護者の心情を伝え，家庭での指導を依頼するとともに今後の取組について共有する。犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については，警察との連携による措置も含め対応する。

2 姫路市いじめ防止基本方針（乙5）

10 (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは人権侵害であり，人として決して許される行為ではない。またいじめを受けた生徒等の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを大人や生徒等が十分に理解し，すべての生徒等がいじめを行わず，すべての大人や生徒等がいじめを認識しながら放置することが決してないようにすることを目指さなければならない。

(2) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが必要なものや，生徒等の生命，身体，財産に重大な被害が生じるような，ただちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしつつ，早期に警察に相談・通報のうえ警察と連携した対応をとることが大切である。

(3) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は，これを軽視することなく早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている生徒等の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い，問題の解決に向けて学年および学校全体で組織的に対応することが重要である。

3 姫路市立 a 中学校いじめ防止基本方針（乙4）

(1) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめ解決に向けた組織的対応を別に定める。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態（いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）と判断した場合、ただちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対応チームを組織し、専門的知識および経験を有する外部の専門家である関係機関（警察、少年サポートセンター、学校スクラムサポートチーム、学校評議員など）と連携し、事態解決にあたる。暴力や恐喝など犯罪性が認められる場合は、警察等の関係機関とも連携を図る。